

機関番号：10101

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530095

研究課題名（和文）多文化主義の理論枠組の再構築：多元化する争点群の体系的分析のために

研究課題名（英文）Reconsideration of the theory of multiculturalism: analysis of diversified issues

研究代表者

辻 康夫 (TSUJI YASUO)

北海道大学・大学院公共政策学連携研究部・教授

研究者番号：20197685

研究成果の概要（和文）：

多文化主義の政策は過去数十年に大きな展開をとげ、その政策領域・争点は多岐にわたるに至った。本研究はこれら多様な政策領域を検討し、それぞれの領域における多様な争点・イシュー・ニーズを整理するとともにこれらの間の連関を分析した。またここ数十年の政策および議論の推移をあとづけ、今日の議論を歴史的経過のうちに位置づけその意義を分析した。さらにこれらをふまえ、多文化主義の政治理論の再構成のための方向性を提示した。

研究成果の概要（英文）：

In this project, I first looked at sub-fields of policy of multiculturalism, paying attention to problems and needs of minorities at stake. Second, I analyzed the changes of the policies and debates on multiculturalism throughout the last several decades and situated current debates in historical contexts. Third, I considered the way we should reconstruct the theory of multiculturalism in order to analyze properly the current situation.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：政治学、多文化主義

## 1. 研究開始当初の背景

20世紀後半以降、多くの国で同化政策の失敗が明らかになり、マイノリティの文化的差異を尊重しつつ統合をめざす多文化主義の政策が展開されてきた。当初、多文化主義の政策は文化の尊重・保全に焦点をあてて理

解されてきた。しかし多文化主義の政策は社会・経済的状況の改善やシンボリックな承認のための方策などをもその要素としており、近年の環境の変化とともに、これらの重要性が増加している。しかもこれらの争点は相互に複雑に絡み合いながら展開している。

多文化主義に関する代表的な政治理論は、これまで文化的差異の尊重の問題を中心に扱ってきたが、今日の問題状況や政策の全体をかならずしも適切に捉えられていない。そこで本研究は、多文化主義をめぐる多様な政策領域を広く検討し、またここ数十年の政策および議論の推移をあとづけることを通じて、多文化主義をめぐる多様なイシューを整理するとともにこれらの間の連関を把握し、また今日の議論を歴史的経過のうちに位置づける。同時に、こうした把握を可能にするために、多文化主義の理論的理解の再構成をめざすものである。

## 2. 研究の目的

第一に、多文化主義をめぐる争点群・政策領域を、文化の保全、シンボリックな承認、社会・経済的状況の改善などに整理し、他方、マイノリティ集団を先住民、移民・エスニック集団、言語・地域的マイノリティ集団の三つの類型に分け、それぞれについて問題状況・争点・政策を把握する。またそれぞれの争点群・政策領域の問題は、しばしば他の領域の問題に連動するので、この連関を具体的事例にそくして分析するとともに一般化・理論化を行う。次に、20世紀中葉から、今日までの問題状況の推移を、社会・経済・政治構造の変化や、宗教意識などの文化変容と結びつけて分析し、今日の問題状況の特徴とその背景を明らかにする。さらに、こうした作業をふまえて、多文化主義の政策の方向性と、多文化主義をめぐる理論の再構成の方向性を提示する。

## 3. 研究の方法

本研究は、多文化主義をめぐる争点群・政策領域および、そこで問題になっている問題ないしニーズを分析・整理するが、この作業に当たっては、政府諸機関の統計、年次報告書、各種の調査報告書や研究者による論文・単行書などを利用する。マイノリティの統合政策をめぐるのは、諸国で多様な問題が生じ、政府の諸機関や調査委員会が報告書を作成することが多く、政治的重要性の高いものも多い。対象国としては、多文化主義政策の実践例と政策研究の蓄積の豊かなカナダを中心にし、3つのマイノリティの類型、すなわち先住民、移民集団、言語・地域的マイノリティ（フランス系カナダ人）をとりあげる。これに加え、多文化主義をめぐる議論が活発に行われているオーストラリア、ニュージーランド、アメリカなどの事例も適宜参照するが、参照に当たっては、それぞれの国の特殊性を捨象し、一般化可能な要素を抽出する。争点群・政策領域相互間の連関、時代を通じたその推移の検討においては、狭義の多文化主義の研究文献に加えて、20世紀後半以

降の政治・経済構造の変化、宗教意識の変容、マイノリティの包摂・排除などをめぐる人文社会科学の各分野の知見を利用し、今日の多文化主義の諸問題を現代史および現代社会の広い脈絡に位置づけることをめざす。多文化主義の政治理論の再検討の作業においては、強い影響力を持つキムリックらの理論を中心に従来の諸理論を検討し、前述の作業をふまえてこの問題点を明らかにし、それを克服する方法を検討する。以上の作業は、多様な学問分野にまたがる知見を必要とするため、各種の学会・研究会に参加するほか、国内・国外の研究者との討論・意見交換につとめる。

## 4. 研究成果

多文化主義の政策の争点群の整理、それらの連関の検討、歴史的推移の分析を通じて以下の知見を得た。多文化主義政策は1970年代から展開されるが、今日に至るその経過は1980年代末ないし1990年代初を境に、2つの時期に分けることが分析上有用であると考えられる。その前半期における争点群は次のように整理できる。地域的マイノリティであるフランス系カナダ人については、20世紀中葉から固有の文化の保全と、社会・経済的格差の問題が連動する。従来、フランス系の社会は圧倒的に農村社会であったが、都市への人口移動に伴い、英語系の支配する環境での活動が増加し、フランス語文化の衰退の危機が生じる。政治的自律を求める運動はこれらの問題の解決の手段の側面を持った。先住民については、かねてから社会・経済的条件の改善が深刻な問題であったが、1970年代に同化政策が放棄されてからは、同化政策によって破壊された文化・コミュニティの再生がその解決の鍵と考えられ、この二つのニーズが連動する。同時に主流社会との関係の再定義の模索のなかでネイションとしての意識が強まり、民族としての承認と政治的自律が重要な問題となる。移民集団に対しては、社会・経済的格差をもたらしてきた差別的諸制度が撤廃されるとともに、文化の振興、シンボリックな承認がなされる。

後半期においては、次のような変化が認められる。第一に、文化的な差異の主張やこれに基づくマイノリティの自律の主張が一段と深化する。新来の移民集団においては、非ヨーロッパ系の比重が増大した結果、文化・宗教上の差異が増大する。とくに主流社会において宗教実践の希薄化や脱制度化が進む中で、ムスリムなどの宗教意識の差が広がる。先住民においても文化・コミュニティの再生の運動のなかで、文化的独自性の意識が強まる。また主流社会との関係の再定義のなかで、固有のネーションの意識が強まり、政治的自律の主張が強まる。フランス系カナダ

人においては、文化の保全や社会・経済的格差の是正というニーズはほぼ満たされたが、政治的自律はこれらの争点から独立性を高め、憲法および連邦制の原理のレベルでシンボリックな承認を求める運動として残り完全な解決は得られていない。第二に、文化的な多元性の拡大とともに、自由民主主義の基本原則との整合性が問題になる局面が増えている。先住民社会における伝統的な慣行や、新来の移民集団の社会慣行・宗教慣行と、自由民主主義の基本原則、とくに政教分離の原則やコミュニティ内部の弱者の人権保障の要請との整合性が問題になっている。とりわけ前者については、公共空間における宗教表現の自由を求めるマイノリティの主張は、政教分離の原則の問い直しを含む根源的な問題を提起し、先鋭な政治問題となる。第三に、脱工業化やネオリベラルな経済レジームの趨勢のもとで、社会・経済的排除の克服の課題が一層深刻になっている。雇用の不安定化、社会・経済的格差の増大、社会保障の後退が社会全体に一般化するが、マイノリティはその影響を最も受けやすい立場に存在する。しかも平等性の規範の強まりのなかで、社会に残存する差別はマイノリティの強い反発を誘発し、その結果生じる敵対感情は排除の問題を悪化させかねない。先住民においてはかつてからこの問題が深刻であったが、若年人口の増大もあって、一層深刻な問題になっている。新来の移民についても、社会・経済的な統合の遅れを危惧する指摘がなされている。今日、多文化主義政策の是非は主要な政策分野をまたいで対立を生みだしているが、これは一方でマイノリティの独自性の主張が強まるとともに、他方で社会・経済的排除の回避、共通社会への統合、人権の普遍的保障の課題が重要性を増したことの帰結と理解できる。

近年の多文化主義政策の動向については、次のような認識に至った。上述の問題に対処するために様々な政策領域で対話・熟議を重視する傾向の強まりが認められる。公共空間における宗教の位置づけや、人権保障などの問題をめぐっては、共存の枠組をア priori に決めるのではなく、当事者間の妥協や、文化変容の可能性を重視することで、文化の独自性と統合の要請に折り合いをつけようとする傾向が強まっている。すなわち一方で文化的多様性の尊重が規範として定着し、同化政策の採用はもちろん、文化的差異を理由とした差別的処遇が許容されないという認識が強まっている。しかも多様性の増大はマイノリティ社会それ自体の内部においてもみられる。他方で、社会・経済的統合や普遍的な人権の保障の要請も強まっている。両者の折り合いを付けるためには、マイノリティ、多数派社会の双方のなかの多様なアクターが

対話を通じて相互理解をめざすとともに、社会制度をより公正な形に変革してゆくことが必要であり、それを促進する政策の必要性が認識されている。

多文化主義の政治理論の再構成については、以下のような認識に至った。多文化主義政策の近年の環境変化およびこれに対応する政策上の変化に鑑みれば、政治理論の領域でもこれに対応した変化が必要と考えられる。これまで強い影響力をもった、キムリッカ型のモデルには限界が存在する。第一にその根本に文化の保全というニーズを据えて、他のニーズをここから派生するものにとらえる理論構成には問題がある。社会・経済的格差の是正やナショナルな政治的自己決定への願望などはそれ自体として固有の意味を持つ。第二に、文化的帰属を自由の前提条件として位置づけるキムリッカの理論構成は、抑圧的文化をもつマイノリティへの処遇をめぐる議論が深刻化するなかで、自由の条件という役割に解消不可能な、帰属の意義を、正当に評価し得ないという問題を持つ。第三に今日の政策が文化やコミュニティの単なる並立を越えて、相互理解ないし社会統合に重点を移していることを理論的に表現する必要がある。第四に、満たされるべき基本的ニーズを社会的基本材として確定したうえで、その公平な分配の結果を提示する理論構成の問題性が明らかになっていると考えられる。すなわち対話や熟議を通じた妥協や文化変容をめざすならば、対話が到達すべき結果を導出することよりも、公平な条件での対話・熟議の実現という手続的側面がより重視されねばならない。今後、多文化主義の理論は、これらの点を取り込みつつ、政治的プロセスや市民社会における排除のメカニズム・権力関係とその是正策、対等な相互承認とコミュニケーションの条件の実現を議論の中心に据えて再構成される必要があると考えられる。

以上の成果の一部は下記の形で公表済みであるが、残りの部分については現在、公表のための準備を進めている。

##### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計6件)

- ① 辻康夫「宗教的なるものと社会的つながり」、宇野重規編『政治の発見：第4巻』風行社、pp. 217-243. 2010年 査読無
- ② 辻康夫「チャールズ・テイラー『自我の源泉』』『週間読書人』2867号、p. 4. 2010年 査読無

- ③ 辻康夫「先住民をめぐる政治の重層性について」北海道大学アイヌ・先住民研究センター編『アイヌ研究の現在と未来』北海道大学出版会、pp. 188-192. 2010年 査読無
- ④ 辻康夫「西洋における宗教生活のゆくえ」『北大法学論集』60-2、pp. 719-740. 2009年 査読無
- ⑤ 辻康夫「チャールズ・テイラーのなにを論じるべきか」『公共研究』5巻4号、pp. 82-95. 2009年 査読無
- ⑥ 辻康夫「Charles Taylor, *A Secular Age*, 2007」『イギリス哲学研究』32号、pp. 131-133. 2009年 査読無

[学会発表] (計12件)

- ① 辻康夫「市民社会における宗教の位置づけ」日本政治学会 分科会 D7、中京大学、2010年10月10日
- ② 辻康夫「コメント」(コメンテーター) 日本政治学会 分科会 B9「多文化主義の新展開」中京大学、2010年10月10日
- ③ TSUJI, Yasuo, 'Ainu and Ainu Studies in Japan, University of Saskatchewan, Department of Native Studies, 2010. 9. 15
- ④ 辻康夫「宗教的なるものと公共性・公共圏」韓日政治思想学会、淑明女子大学校 (韓国・ソウル)、2010年7月2日
- ⑤ 辻康夫「コメント」(コメンテーター) 政治思想学会 シンポジウム I 「市場イメージの再検討」東京大学、2010年5月22日
- ⑥ 辻康夫「コメント」(コメンテーター) シンポジウム「日本型レジームの転換とつながりの再構築ー 社会関係資本への学際的接近」北海道大学法学研究科附属高等法政教育研究センター、2009年12月22日
- ⑦ 辻康夫「コメント」(コメンテーター) 講演会「過去の不正とどう向き合うか：政府による認知と謝罪をめぐる」北海道大学アイヌ先住民研究センター、2009年2月20日
- ⑧ 辻康夫「Charles Taylor, *A Secular Age* (Harvard University Press, 2007)をめぐる」北海道大学・政治研究会、2008年12月18日
- ⑨ 辻康夫「ソーシャル・キャピタル論とその周辺」関西大学経済・政治研究所公開セミナー、関西大学、2008年12月13日
- ⑩ 辻康夫「コメント」(コメンテーター) シンポジウム「アイヌ研究の現在と未来：第2部」第2セッション、北海道大

学アイヌ先住民研究センター、2008年12月6日

- ⑪ 辻康夫「コメント」(コメンテーター) 京都賞記念ワークショップ「A Secular Age とその後ー近代化と世俗化ー」、国立京都国際会館 2008年11月12日、
- ⑫ 辻康夫「寛容思想の歴史的前提」日本政治学会 分科会 F8、関西学院大学、2008年10月12日

[図書] (計1件)

- ① R. A. ダール(飯田文雄・辻康夫・早川誠訳)『政治的平等とは何か』法政大学出版社、2009年、166p.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

辻 康夫 (TSUJI YASUO)  
北海道大学・大学院公共政策学連携研究部・教授  
研究者番号：20197685

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし